

【契約(仕様・積算)】		
No. 重点 全庁高別	指図書項目名	局名
48	確認体制を強化・徹底するなどにより、適正な積算を行うべきもの	東京消防庁
73	受託者に対し適時適切な指導を行えるよう改めるべきもの	教育庁

【契約(履行確認)】		
No. 重点 全庁高別	指図書項目名	局名
24	○ (警備業務委託について) 立哨警備等における履行確認等を行うべきもの	中央卸売市場
25	○ (警備業務委託について/市場やニューロ記載事項の着実な実施について) 現場やニューロの作成に係る履行確認を適切に行うべきもの	中央卸売市場
35	○ 委託契約に係る報告書等の確認を適切に行い支払事務を適正に行うべきもの	建設局
42	○ (シノボルプログラムナーD公開の建築物に係る調査委託契約について) 履行確認を適正に行うべきもの	港務局
52	○ 検具類の賃貸借契約を適正に行うとともに、単価契約の事務手続に係る指導を強化すべきもの	交通局
62	○ 水道緊急工事請負単価契約 (維持補修工事) における完了検査を適正に行うべきもの	水道局
63	○ 水質検査を行ったことが確認できる書類を求めた上で、完了検査を行うべきもの	水道局
66	○ 水道緊急工事請負単価契約 (漏水修理工事) における完了検査を適正に行うべきもの	水道局
75	○ 図書館管理業務委託における履行の確認や受託者の指導・監督等を適切に行うべきもの	教育庁
76	○ 検査を適正に行うべきもの	教育庁

【契約(その他)】		
No. 重点 全庁高別	指図書項目名	局名
2	○ 企画提案方式による契約に基づく事業を適正に実施すべきもの	総務局 総務部
3	○ 契約変更手続を書面により適切に行うべきもの	総務局
4	○ 工事実施に当たり、予算執行科目の適用、契約手続、積算情報管理などを適切に行うべきもの	財務局
12	○ 地籍図やライナーの加筆修正等委託に係る事務処理を適正に行うべきもの	主税局
15	○ 産業廃棄物の処理を適正に行うべきもの	リサイクル準備局
17	○ 長期継続契約によりパーソナルコンピュータのリース契約を適切に行うべきもの	福祉保健局
21	○ 業務委託に係る契約変更手続を適切に行うべきもの	産業労働局
29	○ 調査業務委託において予定価格を踏まえ契約事務を適正に行うべきもの	中央卸売市場

【契約(その他)】		
No. 重点 全庁高別	指図書項目名	局名
33	○ (単価契約工事について) 単価契約において施工に必要な工程を確認し適正に工事の指示を行うべきもの	建設局
34	○ (単価契約工事について) 単価契約において指示書等の作成を適正に行うべきもの	建設局
37	○ 産業廃棄物の収集運搬及び処分に係る委託の事務処理を適正に行うべきもの	建設局
40	○ (シノボルプログラムナーD公開の建築物に係る調査委託契約について) 不実な調査項目等に係る契約変更を行うべきもの	港務局
43	○ 工事内容の変更により契約変更を適正に行うべきもの	港務局
44	○ あばの補修について速やかに対応を定めるべきもの	港務局
45	○ 仮置きケーソン管理業務委託において実施した業務の対価を支払うべきもの	港務局
46	○ 交通管理者との協議を適時に行うべきもの	港務局
50	○ 災害時が急手当用医薬品の調達を適切に行うべきもの	交通局
53	○ 自動車営業所管理委託の適正かつ効率的な業務遂行を確保すべきもの	交通局
56	○ (水道緊急工事 (維持補修工事) の実施について) 「調査カード」に受付日等の記載や根拠書類の添付を適切に行うべきもの	水道局
57	○ (水道緊急工事 (維持補修工事) の実施について) 新設決定を行った上で、工事施工に係る業務を行うべきもの	水道局
58	○ (水道緊急工事 (維持補修工事) の実施について) 緊急性を適切に判断した上で緊急工事を実施すべきもの	水道局
59	○ (水道緊急工事 (維持補修工事) の実施について) 緊急工事に係る事務手続を適正に行うよう指導すべきもの	水道局
60	○ フェンス取替工事に係る緊急性を適切に判断するとともに、事務手続を適正に行うべきもの	水道局
61	○ (水道緊急工事請負単価契約 (漏水修理工事) の発注について) 給水管耐震強化工事に係る発注方法について支所に対し指導すべきもの	水道局
64	○ (水道緊急工事請負単価契約 (漏水修理工事) の発注について) 突発的な小規模工事に係る発注方法と発注整理簿作成について支所に対し指導すべきもの	水道局
65	○ 契約変更に伴う事務手続を適正に行うべきもの	水道局
67	○ (公共水への*雑物の流出防止について)	水道局
69	○ (公共水への*雑物の流出防止について)	水道局
70	○ (公共水への*雑物の流出防止について)	水道局
71	○ 工事変更やニューロに定められた手続を適正に行うべきもの	下水道局
72	○ 工事の 時中に伴う基本計画書にある受託者の業務の確認を適切に行うべきもの	下水道局
74	○ 語学研修における業務委託契約について契約及び支払事務を適正に行うべきもの	教育庁

第5 東京都財務諸表等の監査

1 監査の目的
令和元年度東京都財務諸表（貸借対照表、行政コスト計算書、キャッシュ・フロー計算書、正味財産変動計算書及び附属明細書）が、東京都会計基準に準拠しているかを検証することを目的として実施した。

2 監査対象及び期間
東京都財務諸表（一般会計及び16特別会計）の基となる「局別会計別財務諸表」について、各局に対して監査を行った後、東京都財務諸表について、会計管理局に対し監査を実施した。

- ① 局別会計別財務諸表 令和2年8月4日及び5日
- ② 東京都財務諸表 令和2年8月20日

3 監査の方法

- (1) 財務諸表相互間の整合性の確認
 - (2) 前期の財務諸表との継続性の確認
 - (3) 歳入歳出決算との整合性の確認
 - (4) 財産情報システムの残高と貸借対照表残高との整合性の確認
 - (5) 物品管理システムの残高と貸借対照表残高との整合性の確認
 - (6) 貸借対照表の科目別残高の確認
 - ア 「財産に関する調査」との突合
 - イ 当期の増減について関係書類（購入原簿等）との照合（抽出による）
 - ウ 減価償却計算に関する検証（抽出による）
 - (7) 決算整理手続の確認
 - 不納欠損引当金、貸倒引当金、退職給与引当金及び賞与引当金について、計上額や算定の根拠となる計数を確認
 - (8) 特異科目の検証
- 特に留意する必要がある科目及び科目名等からは内容が明確でない科目（その他行政費用など）について、計上した理由や妥当性を検証

【財産管理】

No. 番号	重点 全庁周知	指摘事項件名（※は意見・要望事項）	局名
5	○	※著作権の公有財産登録に係る取得事由について	財務局
6	○	※公有財産の価格等の公表について	財務局
18	○	※設備取壊しに関する適正かつ適切な会計処理を行うための体制を整備すべきもの	福祉保健局
30	○	貸付資金積立金の処分を適正に行うべきもの	中央卸売市場
68	○	※リース契約の事務処理について	水道局

【システム】

No. 番号	重点 全庁周知	指摘事項件名	局名
13	○	「東京動画」サイバーセキュリティ実施手順の見直しを行うとともに、生活文化局実施手順に定めた事項を遵守すべきもの	生活文化局

【その他】

No. 番号	重点 全庁周知	指摘事項件名（※は意見・要望事項）	局名
1	○	※外国人向け交通安全教育動画の有効活用について	都民安全推進本部
16	○	基本協定に再委託に関する条項を適切に定めるべきもの	都市整備局
27	○	各場における通用口を適切に管理すべきもの	中央卸売市場
31	○	公務災害に伴う休業補償金等の精算処理を速やかに行うべきもの	中央卸売市場
38	○	道路巡回点検結果において発見された異常について適切に対応する仕組みを構築すべきもの	建設局
49	○	災害時支援ボランティアの現状を調査するとともに、実効性を担保するよう適切に指導すべきもの	東京消防庁
54	○	地下鉄駅構内の防災設備に係る維持管理を適切に行うべきもの	交通局
55	○	※災害時における都営地下鉄利用者への一時保護対策について	交通局

4 監査の結果

監査の対象とした財務諸表については、監査を実施した範囲において、東京都会計基準に準拠して作成されているものと認められる。

なお、局別会計別財務諸表の監査日において、財務諸表間の整合性、財産情報システム及び物品管理システムと貸借対照表との整合性等について、監査対象とした27局中15局で問題点が認められた。例えば、公有財産や債権の計上誤りが11局で約270億円、収入未済等の計上誤りが5局で1,373万余円あったほか、重要物品及び建設仮勘定について誤りが認められた。

これらについては、東京都財務諸表において一部を除いて監査期間中に修正したことを確認したが、公有財産及び債権の登載漏れ、過大登載等については、歳入歳出決算附属書類に影響が生じたことから、各会計歳入歳出決算審査意見書において指摘事項としている。

なお、建設仮勘定について、昨年の監査において一部の局で、工事完了済未精算残高の解消が進んでいない状況であったことから、解消に向けた取組を求めたところであるが、制度所管局の積極的な指導により精算が進められていることが認められた。

第6 監査の結果（各局別）

都民安全推進本部

1 意見・要望事項
(局別重点監査事項) (その他)

(1) 外国人向け交通安全教育動画の有効活用について

総合推進部は、平成27年度に、日本の言葉や生活習慣に不慣れた外国人旅行者等の日本の交通ルールの遵守及びマナーの向上のため、交通ルールの基本等を紹介する交通安全教育動画(以下「外国人向け動画」という。)を委託契約により9言語(注1)で作成し、DVDに収録して日本語学校等へ貸出しを行っている。また、平成28年度からは、DVDの貸出しに加え、動画配信サイトを通じてインターネットにより配信し、外国人旅行者等に対する交通安全教育教材として活用している。

ところで、インターネットによる配信状況を確認したところ、次の状況が認められた。

ア 動画配信サイトにおけるタイトルは、日本語で表記(注2)され、また、フリーワード検索の結果として外国人向け動画を表示させるには、日本語のタイトルを入力しなければならぬことから、外国人旅行者等にとって動画の内容が分かりづらく、かつ、見つけづらいものとなっている。

イ 監査日(令和2年10月1日)現在、配信されている言語は、英語及び中国語のみとなっている。

部は、より多くの外国人旅行者等に日本の交通ルール等を伝えられるよう、動画のタイトル等を見直すとともに配信言語に関しては、訪日外客数(表1)や費用対効果などを考慮の上、韓国語、更にはその他の言語も含めて必要に応じて拡充することで、外国人向け動画を、層有効に活用することが望まれる。

(都民安全推進本部)

(注1) 英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、イタリア語、フランス語、ドイツ語、タイ語

(注2) 「多言語対応～インターネット～の交通安全短編映像集&防犯ドラマ」(英語版、中国語版)」

(表1) 2019年公用語別訪日外客数

(単位:人)

項目	訪日外客数	割合
中国語を公用語とする訪日外客数(中国、台湾、香港、マカオからの訪日外国人)	16,896,985	53.0%
韓国語を公用語とする訪日外客数(韓国からの訪日外国人)	5,584,597	17.5%
英語を公用語とする訪日外客数(米、豪州、フィリピン、マレーシア、シンガポール、英国、カナダ、ニュージーランド、アイルランドからの訪日外国人)	4,885,633	15.3%
その他を公用語とする訪日外客数	4,514,834	14.2%
訪日外客数合計	31,882,049	100.0%

日本政府観光局(JNTO)資料を基に監査事務局作成

戦略政策情報推進本部

1 指 摘 事 項

(露出)

(1) 企画提案方式に基づく事業を適正に実施すべきもの

「企画提案方式」活用の手引（財務局平成30年11月発行）によれば、企画提案方式とは、高度な知識・専門的な技術や創造性、構想力などが要求される業務等について、公募により複数の者から具体的な手段・手法や運営方法等の提案を受け、その中から、地方公共団体が調達する業務等の目的に最も適した手段・手法等を提示した事業者を選定する契約手続である。また、企画提案方式による具体的な調達内容は、事業者の提案により決定するものであるとされ、原則として契約変更は認められず、契約締結後、企画提案書に記載がない細部の具体的内容を決める場合等については、委託者と受託者との協議により、協議内容を文書化し、決定の過程を明確にする等、適切に処理することとされている。

ところで、戦略事業部では、キャッシュレス化及びSDGs（注1）の推進のための東京発デジタル通貨活用モデル事業（注2）を実施する委託契約を、表1のとおり、企画提案方式により締結している。そこで、この実施状況を見たところ、次のとおり、企画提案内容と異なることが認められた。

ア 企画提案では、表2のSDGsに係るイベント等を実施し、参加者にデジタル通貨（以下「東京ユアコイン」という。）の付与やグッズを配布することが予定されていたが、いずれも実施されなかった。また、実施しないことについて、受託者との協議過程が不明な状態となっていた。

イ 東京ユアコインの付与総額や付与率について、部は、令和元年11月26日及び12月12日に受託者から提出された計画案に基づき、受託者と協議して決定している。

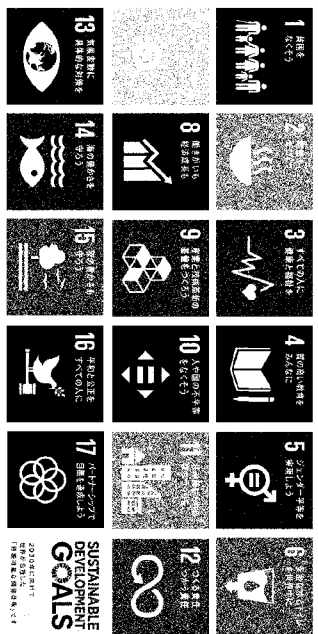
しかし、表3及び表4のとおり、この付与総額等は、企画提案書で提示していた内容と異なっていた。また、変更することについて協議しているものの、その協議過程や変更にあたっての合理的理由が明確になっていない。

本件契約は、企画提案方式により締結されたものであり、受託者からの企画提案内容は、本契約の事業者選定のために部が設置した企画提案審査会（外部有識者を含む6名）の審査を経て採用されたものであることを鑑みれば、その企画提案内容を基本に事業を実施する必要がある。また、仮に企画提案内容を変更する必要が生じた場合は、変更理由や受託者との協議内容を協議書等により文書化するなど、その過程を明確にするべきである。

部は、企画提案方式による契約に基づく事業について、企画提案内容を基本とし、やむを得ずその内容を変更する場合等は、協議過程を文書等で明確にすることにより、適正に実施されたい。

(戦略政策情報推進本部)

(注1) SDGs (Sustainable Development Goals) とは、2015年9月の国連サミットで採択された2030年を年限とする国際目標をいう。SDGsは持続可能な世界を実現するための17のゴールから構成され、国際社会の共通目標となっている。



(注2) オフピーク通勤やプラスチックごみ削減、地元消費による地域活性化等のSDGs活動に對して、キャッシュレス決済で利用可能なデジタル通貨（東京ユアコイン）を発行するもの

(表1) 契約の概要

(単位：円)

契約件名	契約期間	契約金額	契約相手方
東京発デジタル通貨活用モデル事業実施等業務委託（地域生活ユリア型）	令和元. 11. 19 ～令和2. 3. 31	48,793,474	A
東京発デジタル通貨活用モデル事業実施等業務委託（ビジネス・オフインスエリア型）	令和元. 11. 14 ～令和2. 3. 31	49,982,240	B

(表2) 実施されなかったSDGsイベントやグッズ配布

イベント名	内容
街净化イベント	クリスマスシーズンに来街が増えるタイミングで街を清掃するイベントを実施。参加者に東京ユアコインを付与。
公募SDGs	SDGs関連のイベントを公募し、事務局にて支援するイベントを決定。イベントに参加した者に東京ユアコインを付与。
エコ輸送によるマルシェ	地方創生と輸送CO2削減のため、高速バスの空きトラックで輸送した野菜等を販売し、購入者に東京ユアコインを付与。
SDGsグッズ	マイバックやマイボトル等、誘発させたいSDGs活動につながるグッズを配布。

(表3) 付与総額が企画提案内容と異なるもの (単位: ポイント 1ポイント=1円相当)

地域	発行事由	企画提案(a)	計画案(b)(注)	差額(b-a)
地域生活エリア型	オフピーク通勤	8,000,000	16,500,000	8,500,000
	フラスチャックごみ削減	1,800,000	7,500,000	5,700,000
	地元商店街での消費	10,400,000	980,000	△9,420,000
	環境保護団体への寄付	(提案なし)	20,000	20,000
	実施されなかったSDGsイベント等	90,000	0	△90,000
小計		20,290,000	25,000,000	4,710,000
ビジネス・オフィスエリア型	オフピーク通勤	900,000	7,980,000	7,080,000
	フラスチャックごみ削減	11,600,000	14,720,000	3,120,000
	決済アプリタワワロード	9,900,000	2,400,000	△7,500,000
	実施されなかったSDGsイベント等	7,600,000	0	△7,600,000
	小計	30,000,000	25,100,000	△4,900,000
合計		50,290,000	50,100,000	△190,000

(注) 地域生活エリア型については、令和元年12月12日付計画案に基づく。

ビジネス・オフィスエリア型については、令和元年11月26日付計画案に基づく。

(表4) 付与率が企画提案内容と異なるもの

地域	発行事由	企画提案(注)	計画案 (令和元年11月26日付)
地域生活エリア型	オフピーク通勤	1回あたり20円相当を付与	・期間によって20~100円相当を付与 ・抽選で1,000円相当を付与
	フラスチャックごみ削減	1回あたり18円相当を付与	・1回あたり3円相当を付与 ・エコバックを初めて利用する人は200円相当を付与
	地元商店街での消費	売上の8%相当を付与	・500円以上のクレジット決済につき50円相当を付与 ・3店舗でポイント付与があった場合、追加で300円相当を付与

(注) ビジネス・オフィスエリア型については、企画提案時の提案なし

総務局

1 指図書事項

(局別重点監査事項) (歳出)

(1) 契約変更手続を書面により適切に行うべきもの

人権部は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機に、幅広い多くの都民に向けた人権啓発を図り、社会全体で人権尊重の気運を高めることを目的とした「ヒューマンライツ・フェスタ東京2019」(以下「フェスタ」という。)の実施に係る運営業務等を表1のとおり委託している。

本契約書約款第12条第1項では、「委託者は、必要があると認めるときは、受託者と協議の上、この契約の内容を変更し、又は履行を一時中止させることができる。」とされ、同条第2項には、「前項の規定により契約金額を変更するときは、委託者と受託者が協議して定める。」としている。

ところで、本契約の内容やその実施状況について確認したところ、フェスタ会場内において運営する予定であった事前申込制の託児室について、部は、仕様書等において、運営事項を定めるとともに、設営及び運営に係る費用を見込んでいたが、申込者がいなかったため、託児室は運営されず、また、書面による契約変更等も行っていないことが認められた。

このことについて、部は、託児室を運営しなかったことについては、事前申込を令和元年9月30日から同年11月1日まで受け付けていたが、申込みはなく、運営予定日の前日である同年11月15日まで申込期限を延長して受け付けることとしたものの、結果として申込みがなかったためとしている。

また、部は、契約変更等を行っていないことについては、申込期限を延長することや都民からの問合せ対応を行うこと、結果として託児室を運営しないとしたことを、受託者に対し、11項により伝達、協議したためとしている。さらに、託児室に係る業務の代替として、受託者は会場案内や受付補助等の業務を行うこととし、当該代替業務に係る経費を含めて受託者と11項により協議したとしている。

しかしながら、託児室の事前申込みについて、約1か月の受付期間を設けていたことを踏まえ、事前申込がなかった場合に備えて書面による契約変更などの準備が行える状況であり、約款第12条に基づく契約変更手続等を書面により行っていないことは、適切でない。

(総務局)

(単位：円)

(表1) 契約の概要			
契約件名	契約期間	契約金額	契約相手方
ヒューマンライヴ・フエスタ東京2019 運営等業務委託	令和元年. 8. 28 ～令和2. 1. 31	27, 758, 500	A

財 務 局

1 指摘事項

(歳出)

(1) 工事実施に当たり、予算執行科目の適用、契約手続、積算情報管理などを適切に行うべきもの。建築保全部は、都議会議事堂内の談話室と隣接する別の談話室との間の壁面について、早急な壁面破損の修繕が必要であるとして議会局から施行の委任を受け、特命随意契約により表1項番1の契約を行っている。この仕様書には、破損壁面の撤去、扉部材（支給材）を使用した壁面補修とあり、図1の写真を見ると、修繕前には無かった扉が、修繕後に新たに設置されていることが認められる。扉は、この扉部材は、別途議会局から施行の委任を受け、表1項番2の契約により買入れを行ったものであるとしている。

これらの契約に係る関係書類を見たところ、次のとおり適切でない点が認められた。

① 予算執行科目について、部は、表1項番1及び項番2とも一般需用費としている。

しかしながら、東京都予算事務規則（昭和40年東京都規則第83号）によれば、歳入歳出予算は、款、項及び目、節に区分して編成し、それに従って執行しなければならないとされ、表2のとおり、一般需用費（修繕料）は、維持管理又は現状回復を目的とする、部の修繕に限られるところ、表1項番1の契約においては扉を設置していることから、改良、改造等を含んだ建築工事として、工事請負費によるべきものである。

また、表1項番2の工事材料（支給材）としての扉の買入れは、原材料費によるべきものであり、材料品（注1）として受払の記録を含め適切に管理すべきである。

② 契約手続について、部は、談話室の現地確認において壁の不具合を発見し、早急な修繕が必要であることを理由に表1項番1を特命随意契約としている。

一方、修繕状況の記録として提出された図1の写真を確認したところ、修繕前にクロス下で起こっていたという壁面破損の状況が分かりにくかったことから、破損状況及び緊急性が明確に分かるよう、写真や報告書による記録を残しておくべきである。

また、表1項番1の契約において修繕の対象としている壁面には不可視部分があるもの、補修の程度や範囲（想定寸法）及び扉設置に係る施工内容（扉の材質、設置場所の想定寸法、設置工法等）について、特命随意契約であっても、契約の相手方が適切に見積りを作成することができるよう仕様書に明記すべきである。

③ 見積超過額を見ると、表1項番1の契約の見積日は令和2年1月10日であり、この日に積算情報を開封して見積額と照合していることから、開封印及び開封日について記録されていなくはない。

しかしながら、この契約に係る積算書類の封かん状況を見ると、令和元年12月27日の封印と令和2年2月28日の封印は確認できるものの、その間の開封印及び開封日が記録されていないことから、見積日において積算情報が封かんされていたのか確認できない状況になって

いる。積算情報は、少なくとも契約締結に至るまで厳格な情報管理がなされていなければならないもの(注2)であり、封かん状況を通じて記録しておくべきである。局は、工事実施に当たり、予算執行科目の適用、契約手続、積算情報管理などを適切に行われたい。

(財務局)

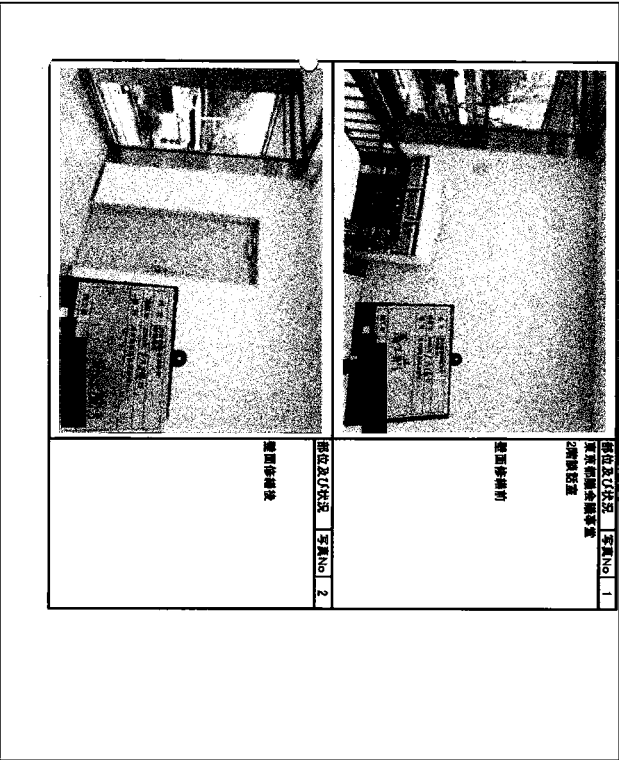
(注1) 東京都物品管理規則(昭和39年東京都規則第90号)及び逐条解説(物品管理の手引)により、工事に使用する材料品で、その費用の積算上特別の整理を必要とするもの(工事に使用する材料品を別途購入し、工事請負契約に伴う支給材料として契約の相手方に支給するもの等)については、この節の規定により整理(受払の整理等)しなければならない、とされている。

(注2) 「入札契約事務に係る情報管理の徹底について(通知)」(平成26年12月22日付26財経総第1933号財務局長通知(表1の契約締結日現在の最終改正は、令和元年6月1日付31財経総第549号による。))

(表1) 契約の概要 (単位:円)

項番	契約件名	契約期間	契約金額	受注者
1	東京都議会会議事堂 壁面修繕	令和2.1.14~令和2.1.31	1,457,500	A
2	スチールドアの買入れ	令和元.12.17~令和2.1.6	154,000	A

(図1) 施工前及び施工後の写真



(表2) 予算説明中の節の経費内容説明 (注1) (平成31年4月1日現在)

節名	区分	内容説明
11(2)一般需用費	修繕料(注2)	建物、工作物、器材等に関する維持管理又は現状回復を目的とする、部の修繕
13工事請負費	-	土木工事(橋梁、港湾を含む。)建築工事(建築物及び建築物の従物の改良、改造等を含む。)例 部屋の割仕切、床張り、煙突の取り付け又は取り外し等車河船舶の改造、その他の工事等の請負ただし、需用費に属するものを除く。
16原材料費	-	工所用、生産用、改造用(一般機器類の軽易な物品で契約日途額10万円未満のものを除く。)、職業訓練用(応用実習に限る。)の原料及び材料ただし、需用費に属するものを除く。

(注1) 東京都予算事務規則により、節の区分は、毎会計年度歳入歳出予算の定めるところによる、とされている。

(注2) 一般需用費の他の区分は、消耗品費、会議費、賠償、印刷製本費である。

2 意見・要望事項

(財産)

(1) 著作権の公有財産登録に係る取得事由について

財産運用部は、都の公有財産の取得、管理及び処分についての総合調整を所管しており、各局が財産情報システムへの登録を行う際に使用する処理要綱及び登録要領を整備するなど、財産管理業務について指導を行っている。

東京都公有財産規則(昭和39年東京都規則第93号。以下「規則」という。)第17条では、局長等は、その所管に属する公有財産について、価格その他公有財産の管理、運用等に必要事項を財産情報システムに記録して公有財産台帳を整備し、変動のあった都度、補正しておかなければならないと定められている。

公有財産を取得し、財産情報システムにて取得登録を行う際の取得事由は、東京都公有財産台帳等処理要綱(平成18年4月1日付17財経総第654号。以下「処理要綱」という。)別紙第1公有財産登録事由表(以下「登録事由表」という。)で定められており、著作権の取得事由は表3のとおりとなっている。

ところで、財産情報システムに入力される取得事由は、連携する財務会計システムにおいて費用や収入等の仕訳を自動的に行う(以下「自動仕訳という。])ために用いられる仕組みとなっており、財産情報システムへの入力の際に、「設定受」を選択すると、連携する財務会計システムでは費用を要していない取得と認識され、財務諸表にその他特別収入が計上される仕組みとなっている。

そのため、取得に印刷製本費などの費用を要したにもかかわらず「設定受」を選択した場合、自動仕訳の対象となり、表4のように、費用を計上する①の仕訳に加えて、同額で収入を計上する②の仕訳が生じることから、一つの事象に対して同一年度内に費用と収入が同額で計上され、財務会計システムで作成する財務諸表の行政コスト計算書への計上が適切とはいえない難い状態に繋

がってしまふ。

著作権の取得事由について、部は、刊行物の印刷製本費など著作権の取得に費用を要した場合は「買入受」を、取得に費用を要していない場合は「設定受」を選択するとしているが、登録事由表を見ると、「買入受」は財産の買入れにより取得した場合に選択する登録事由とされており、例えば、印刷製本費の支出により取得した場合はこれに含まれないと誤読されている可能性がある。

そこで、令和元年度中に新規登録された著作権について見たところ、取得事由の内訳は表5のとおりであり、「設定受」が多くなっているが、このうち、取得に費用を要しており「買入受」を選択すべきであったが「設定受」を選択してしまった事例が少なくとも9件あることが認められた。

取得事由が財務諸表に影響することから、印刷製本費を伴う著作権など、取得に費用を要した無体財産権の取得事由に「買入受」が選択されるよう、全庁的な指導とともに、登録事由表の表記を改めるなどの検討が望まれる。

(財務局)

(表3) 著作権に関する公有財産登録事由表の記載

登録事由	摘要
買入受	部以外の団体等(部の政策連携団体等を含む。)から財産を買入れ(有償譲り受け)た場合
譲与受	国、地方公共団体等(部の政策連携団体等を含む。)から財産の譲り受け(無償譲り受け)た場合
設定受	公有財産として管理すべき著作権が発生した場合

(表4) 設定受に対する自動仕訳の例

	借方	貸方
①	投資内経費単独(印刷費)	未払金、現金預金など
②	無形固定資産	その他特別収入

(注) ①の仕訳で印刷費等を費用として処理した後に、②の仕訳で資産として計上する。

(表5) 令和元年度に登録された著作権の取得事由の内訳

設定受	106件
買入受	10件
譲与受	9件
合計	125件

(財産)

(2) 公有財産の価格等について

財務局は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第1項及び東京都財政状況の公表に関する条例(昭和39年東京都条例第13号。以下「条例」という。)に基づき、毎年6月及び12月に公有財産の価格等について東京都報別冊「財政のあらまし」により公表している。令和2年6月の公表内容を見ると、一部適用事業用財産(注1)及び全部適用事業用財産(注2)等の区分ごと、また、土地及び建物等の種類ごとに令和2年3月末日現在の公有財産の価格等が公表されている。財産運用部は、一部適用事業用財産及び全部適用事業用財産を所管する局等(以下「局等」という。)の長から令和2年3月末日現在の土地及び建物の価格等を記載した公有財産現額調査書(以下「調査書」という。)を令和2年5月21日までに提出させ、調査書に基づいて「財政のあらまし 令和2(2020)年6月」第8表を作成している。

一方、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第1項及び第9項により、地方公営企業の管理者は、毎事業年度終了後2月以内に決算を調製し、土地及び建物等の価格が記載されている貸借対照表等の書類(以下「決算書」という。)を当該地方公共団体の長に提出することとされており、地方公営企業に係る局等の長は、5月末日までに決算書を知事に提出している。

ところで、令和2年3月末日現在の土地及び建物等の価格について、表6及び表7のとおり、一部適用事業用財産及び全部適用事業用財産毎に決算書と調査書とを突き合わせたところ、以下の状況が認められた。

ア 土地の価格について、表6のとおり、病院会計、中央卸売市場会計及び臨海地域開発事業会計において差異が生じている。このため、表6の土地の合計においても差異が生じている。

イ 建物の価格のうち年度末償却未済高について、表6のとおり、病院会計及び臨海地域開発事業会計において差異が生じている。このため、表6の建物の合計においても年度末償却未済高に差異が生じている。

ウ 建物の価格について、一部適用事業用財産は、表6のとおり、年度末現在高から減価償却累計額を控除した年度末償却未済高である一方、全部適用事業用財産は、表7のとおり、各局計において年度末現在高と一致しているものの、「財政のあらまし」第8表で年度末現在高又は年度末償却未済高のいずれを採っているのか注書きがない。

エ 不動産信託受益権の価格について、表6のとおり、病院会計において差異が生じている。このため、表6の不動産信託受益権の合計においても差異が生じている。

オ 不動産信託受益権の価格について、表6のとおり、年度末現在高又は年度末償却未済高のいずれを採っているのか明確でない。

これらのことから、一部適用事業用財産に係る土地及び建物等の価格について、決算書の計数と「財政のあらまし」第8表の計数とに差異が生じている状況となっている。

このことについて、部は、「財政のあらまし」第8表の計数は、各地方公営企業の管理者が条

例及び各会計における財産に関する規則等により管理者の責任で報告され、決算書の計数との差異については、当該各規則等に基づき年じているものであり、各管理者により正しく把握されているとしている。

しかしながら、「財政のあらまし」第8表をはじめとする財務局が公表している公有財産の計数と地方公営企業に係る局等が公表している決算書において、土地及び建物等の価格について複数の計数が存在しており、都民に対して分かりやすく財政状態を公表しているとはいえない状況になっている。

このため、財務局においては、財政に関する事項を住民に公表する立場として、地方公営企業に係る局等の長に調査の作成を依頼する際には、条例及び各会計における財産に関する規則等に基づき計数を整理して提出するよう周知するとともに、公有財産の計数と決算書の計数に差異が生じる等の場合には、必要に応じて「財政のあらまし」第8表等にさらに注書きを付す等、都民に対しより分かりやすく公表するよう改善を図ることが望まれる。

(財務局)

(注1) 地方公営企業法の一部の規定が適用される地方公営企業の財産をいい、都においては、病院会計、中央卸売市場会計、都市再開発事業会計、臨海地域開発事業会計及び港湾事業会計に分けて管理されている。

(注2) 地方公営企業法の全部の規定が適用される地方公営企業の財産をいい、都においては、交通事業会計、高速電車事業会計、電気事業会計、水道事業会計、工業用水道事業会計及び下水道事業会計に分けて管理されている。

(表6) 令和2年3月末日現在の土地等の一部適用事業用財産の価格に係る決算書の計数と調査等の計数 (単位：千円)

	土地		建物	
	決算書の計数 (注1)	調査等の計数 (注3)	決算書の計数 (注1)(注2)	調査等の計数 (注3)(注4)
病院会計	779,303	779,745	▲ 214,689,065 120,969,966	92,888,469 93,729,099
中央卸売市場会計	379,572,460	445,849,069	▲ 321,797,051 74,444,789	247,382,292 247,352,291
都市再開発事業会計	114,666	114,666	-	-
臨海地域開発事業会計	431,165,349 (注5)	888,277,633	▲ 245,212 128,357	9,245,096 116,854
港湾事業会計	312,019,526	312,019,526	▲ 26,289,241 13,003,466	13,003,466
合計	1,123,651,305	1,617,040,639	▲ 563,020,570 208,818,858	362,459,323 354,201,711

	不動産信託受益権	
	決算書の計数 (注1)(注6)	調査等の計数 (注3)
病院会計	▲ 32,763,209 34,120,785	31,761,166
中央卸売市場会計	-	-
都市再開発事業会計	-	-
臨海地域開発事業会計	-	-
港湾事業会計	-	-
合計	▲ 32,763,209 34,120,785	31,761,166

(注1) 表示単位未満を切り捨て、繰越調整をしないため、合計等と一致しない場合がある。

(注2) 上段は年度末現在高、中段は減価償却累計額、下段は年度末償却未済額である。年度末現在高から減価償却累計額を控除した価格が年度末償却未済額となっている。

(注3) 合計欄を除き、千円単位以下を四捨五入している。

(注4) 年度末償却未済額である。

(注5) 土地勘定が計上されていないため完成地立地の価格(原価)を掲げている。

(注6) 上段は年度末現在高、中段は不動産信託勘定、下段は年度末償却未済額となっている。不動産信託勘定とは、不動産信託受益権の計価勘定として計上する勘定であり、信託建物等の減価償却累計額である。

(表7) 令和2年3月末日現在の土地等の全部適用事業用財産の価格に係る決算書の計数と調査等の計数 (単位：千円)

	土地		建物	
	決算書の計数 (注1)	調査等の計数 (注3)	決算書の計数 (注1)(注2)	調査等の計数 (注3)
交通事業会計	23,913,014	-	▲ 26,267,784	-
高速電車事業会計	131,177,813	-	▲ 12,699,087	-
電気事業会計	99,535	-	▲ 13,668,696	-
関連有形固定資産 (注4)	1,438,407	-	▲ 31,901,200	-
交通局計	156,628,770	156,628,771	▲ 39,625,347	72,879,216
水道事業会計	261,070,698	-	▲ 33,253,968	-
工業用水道事業会計	1,047,326	-	▲ 176,522,486	-
水道局計	262,118,024	262,118,024	▲ 1,008,784	333,699,283
下水道事業会計	613,812,822	-	▲ 156,168,011	-
下水道局計	613,812,822	613,812,822	▲ 859,764	149,019
合 計	1,032,559,617	1,032,559,617	▲ 531,497,682	1,198,373,514

(注1) 表示単位未満を切り捨て、端数調整をしていないため、合計等と一致しない場合がある。
 (注2) 上段は年度末現在高、中段は簿価増減計額、下段は年度末償却未済高である。
 (注3) 合計欄を除き、下段単位以下を四捨五入している。
 (注4) 交通局所管各会計の貸借対照表に関連有形固定資産分組額として計上されている価格の合算額のうち土地及び建物の価格である。

主 税 局

1 指摘事項
(繰入)

(1) 隣接する二筆以上の土地に係る同一画地の認定について

固定資産(土地)の評価は、地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第388条第1項の規定により、総務大臣が定める「固定資産評価基準」(昭和38年自治省告示第158号)及び都において定める「東京都固定資産(土地)評価事務取扱要領」(昭和38年5月22日付38主課固発第174号)に基づき、各都税事務所が実施している。また、固定資産税及び都市計画税(以下「固定資産税等」という。)の土地の課税は、この評価した土地の価格を基礎として行われる。

土地の評価は、原則として、土地(補充)課税台帳に登録された一筆の土地を一回地として評価するが、隣接する二筆以上の土地が一体として利用されているときは、これらの土地を同一画地(注)として認定し評価する。

ところで、文京及び足立都税事務所における同一画地としての認定を確認したところ、次のア及びイのとおり適正でないものが認められた。

なお、次の課税超過額及び不足額は、法に基づき更正できる期間(平成27年度以降)の固定資産税等の合算額である。

(注) 同一画地とは、隣接する二筆以上の土地について、その形状や利用状況等から見て、これらを含わせる必要がある場合においては、その体をなしている部分の土地ごとに画地とするものである。

形状から見た一体性とは、ある一定の範囲内の土地について、平面的、立体的に物理的な連続性が認められる場合をいい、利用状況から見た一体性とは、ある一定の範囲内の土地について、同一目的に供するため一体的に利用されている状況をいう。

なお、画地の評価は、対象画地の立地条件(奥行、間口、形状等)に応じて、画地補正率を適用して行う。

ア 隣接する二筆以上の土地を同一画地として認定すべきもの

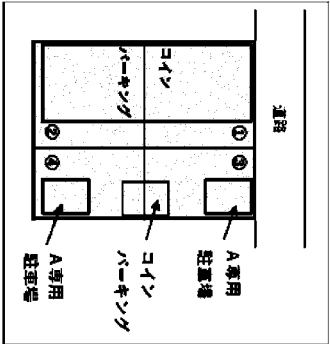
文京都税事務所は、図1の筆①及び筆②と、筆③及び筆④をそれぞれ同一画地として認定している。

しかしながら、筆①及び筆②には、コインパーキングが所在し、筆③及び筆④には、筆①及び筆②のコインパーキングの一部及び隣接するAの専用駐車場が所在している。したがって、この4筆は駐車場として一体的に利用していると認められる。このことから、所がこの4筆を同一画地と認定していないことは適正でない。

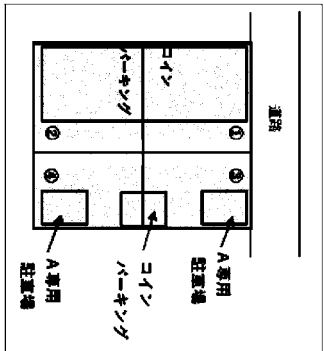
この結果、固定資産税等が、93万200円不足している。所は、同一画地の認定を行われない。

(主税局)

(図1) (正) 筆①から④までが同一画地



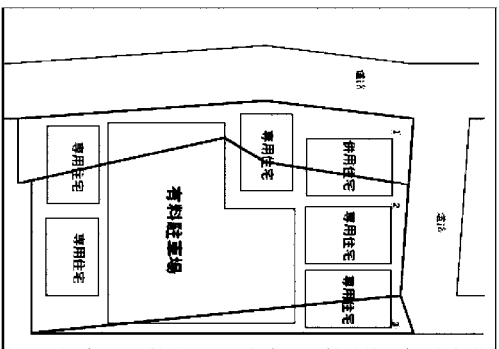
(誤) 筆①と②、筆③と④が同一画地



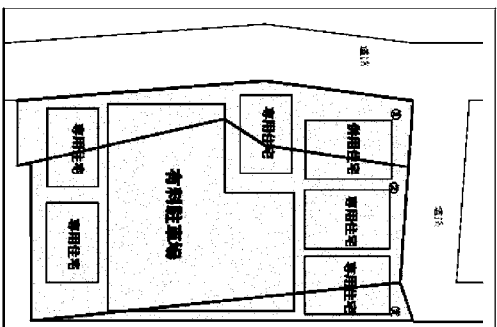
イ 隣接する二筆以上の土地を同一画地として認定すべきでないもの
足立都税事務所は、図2の筆①から筆③までを同一画地として認定している。しかしながら、それぞれの筆には、専用住宅、併用住宅及び有料駐車場が所在している。したがって、この3筆は複数の住宅と有料駐車場の混在地であり、一体的に利用しているとは認められない。このことから、所がこの3筆を同一画地と認定することは適正でない。
この結果、固定資産税等が、48万4,900円超過している。
所は、同一画地の認定を適正に行われない。

(主税局)

(図2) (正) 筆①、②、③は別々の一面地



(誤) 筆①から③までを同一画地



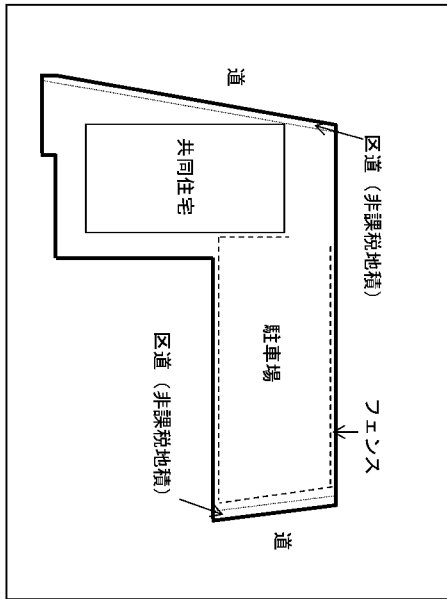
(職入)
(2) 土地の用途の認定を適正に行うべきもの
住宅用家屋の敷地及びその敷地と一体となっている庭や自家用駐車場等は、法第349条の3の2の規定等により住宅用地として認定される。一方、業務用家屋の敷地、駐車場、資材置場及び空地等は非住宅用地と認定される。
住宅用地として認定を受けた土地は、その面積や住宅の戸数に応じ、課税額の基礎となる課税標準額が固定資産税等の別々に軽減される。
また、鉄道の高架下にある鉄軌道用地について、鉄軌道のみ利用されている土地は、単体利用鉄軌道用地として、鉄軌道のみならず複合的に利用されている土地は、複合利用鉄軌道用地として認定され、それぞれ課税標準額の基礎となる評価額が異なる。
ところで、杉並及び豊島区税事務所における土地の用途の認定について確認したところ、次のア及びイのとおり適正でないものが認められた。

ア 杉並都税事務所は、図3の区道を除いた土地を共同住宅及び共同住宅居住者の駐車場として利用されているとし、小規模住宅用地と認定している。
しかしながら、現地確認及び所において土地所有者への確認を行ったところ、当該駐車場の一部は、共同住宅居住者以外に貸し出されていることが判明した。

このことから所は、表1のとおり、共同住宅居住者以外に貸し出されている駐車場部分を住宅用地と認定していることは、適正でない。

この結果、固定資産税等が、119万6,700円（法に基づき更正できる期間（平成27年度以降）の固定資産税等の合算額）不足している。

(図3)



(表1) 用途の認定が適正でない土地

現況	正	誤
<ul style="list-style-type: none"> 共同住宅 駐車場 区道（非課税地積） 	<ul style="list-style-type: none"> 小規模住宅用地1,297.68㎡ 非住宅用地187.50㎡ (居住者以外への賃借部分) 区道（非課税地積）(30.12㎡) 	<ul style="list-style-type: none"> 小規模住宅用地(1,485.18㎡) 非課税地積(30.12㎡)

イ 葛飾区税務事務所が鉄軌道のみに利用されているとして、単体利用鉄軌道用地と認定している鉄道高架下の土地について、現地を確認したところ、その土地（638.33㎡）は、平成29年4月から保育所が開設され、鉄軌道のみならず、複合的に利用されていることが認められた。このことから、単体利用鉄軌道用地と認定していることは適正でない。

この結果、固定資産税等が、60万2,400円（法に基づき更正できる期間（平成30年度以降）の固定資産税等の合算額）不足している。

同所は、土地の用途の認定を適正に行われない。

(主税局)

(繰入)

(3) 画地及び土地の用途の認定を適正に行うべきもの

杉並区税務事務所は、図4の筆②と筆③を表2のとおり有料駐車場の敷地として同一画地の認定を行うとともに、全てを非住宅用地と認定している。また、筆①を併用住宅の敷地として全てを小規模住宅用地と認定している。

しかしながら、現地確認及び所において土地所有者への確認を行ったところ、以下のとおり適正でない状況が認められた。

ア 筆①、筆②及び筆③は、併用住宅、併用住宅居住者の駐車場及び有料駐車場が所在し、その形状や利用状況等から併用住宅の敷地として同一画地の評価にすべきところ、筆①を除いた筆②と筆③のみを同一画地と認定している。

イ 筆①には、併用住宅の敷地の一部、併用住宅居住者の駐車場及び有料駐車場が所在しているが、筆①の全てを小規模住宅用地として認定している。

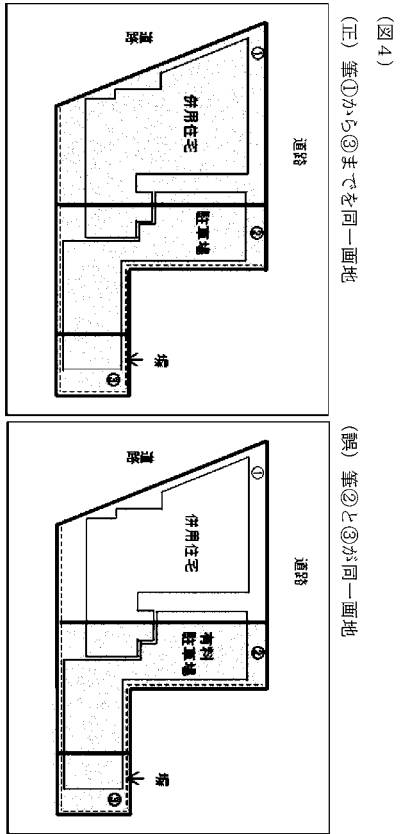
ウ 筆②には、併用住宅の敷地の一部、併用住宅居住者の駐車場及び有料駐車場が所在しているが、筆②の全てを非住宅用地として認定している。

エ 筆③には、併用住宅居住者の駐車場及び有料駐車場が所在しているが、筆③の全てを非住宅用地として認定している。

この結果、固定資産税等が、318万5,600円（法に基づき更正できる期間（平成27年度以降）の固定資産税等の合算額）超過している。

所は、土地の用途及び画地の認定を適正に行われない。

(主税局)



(表2) 筆①、筆②及び筆③の住宅用地認定状況

土地	正		誤	
	区分	面積	区分	面積
筆①	小規模住宅用地	779.19㎡	小規模住宅用地	846.00㎡
	非住宅用地 (居住者以外の賃借部分)	66.81㎡		
筆②	小規模住宅用地	323.14㎡	非住宅用地	443.33㎡
	非住宅用地 (居住者以外の賃借部分)	120.19㎡		
筆③	小規模住宅用地	59.07㎡	非住宅用地	155.00㎡
	非住宅用地 (居住者以外の賃借部分)	83.12㎡		
	非住宅用地 (居住者以外の賃借部分)	95.93㎡		
		H31		
		H27～H30		
		H31		

(歳入)

(4) 固定資産税(償却資産)の課税を適正に行うべきもの

法第343条等では、償却資産に係る固定資産税について、毎年1月1日現在、償却資産を所有する者は、同月31日までに所在地の市町村長に資産の名称等所定の申告を行い、市町村長は、その者に固定資産税(償却資産)を課税することとされている。

また、法第734条は、都の特別区の区域では、市町村長に代わり都知事が、申告を受け、賦課徴収することとし、さらに、東京都都税条例(昭和25年東京都条例第56号)第4条の3は、この都知事の権限を各区の区域を所管する都税事務所に委任している。

ところで、千代田及び墨田都税事務所において、新規取得資産として申告されたものを見たところ、表3のとおり、平成30年1月1日以前から所有するものが認められた。

固定資産税(償却資産)は、1月1日に所有する償却資産に課税を行うため、該当の課税年度に遡って課税を行うべきところ、監査日(令和2年2月25日)現在、両所は、これを行っていない。

これは、固定資産税(償却資産)の定期課税後に各所が行う確認調査において、申告漏れを見落としていたことによるものである。

この結果、固定資産税(償却資産)が30万8,400円不足している。

両所は、償却資産の内容を確認し過年度分の課税を適正に行われたい。

(主税局)

(表3) 償却資産の取得状況及び課税漏れの状況

事務所名	業態	資産名称	取得年月	課税不足額
千代田	飲食店	鍵付きロッカー	平成29年12月	1,600円
		プロジェクトター	平成26年4月	
		プリンター	平成27年5月	
墨田	電気機械器具製造販売業	ダミーヘッド測定機材・式	平成28年7月	306,800円
		什器	平成29年12月	
計				308,400円

(繰出)
 (5) 地籍図マイラーの加筆修正等委託に係る事務処理を適正に行うべきもの
 台東区税務所は、地籍図の閲覧等の事務に使用する地籍図マイラー(注)の加筆修正等を行うため、表4のとおり、地籍図マイラーの加筆修正等委託契約の締結に向けた事務を行っている。

ところで、この事務処理について見たところ、監査日(令和2年2月19日)現在、契約担当部署が見積書の徴取や契約に向けた意思決定、契約書(請書)の締結を行っていないにもかかわらず、事業担当部署は、令和2年2月17日、参考見積書を徴取した業者に地籍図マイラー一等を渡し、委託業務の指示を行っていることが認められた。

所は、地籍図マイラーの加筆修正等委託に係る事務処理を適正に行われない。

(表4) 契約予定の概要

(主税局)

件名	契約期間	契約日途額
地籍図マイラーの加筆修正及び閲覧用地籍図等作成委託	契約締結日から令和2年3月31日まで	推定総金額 108,570円

(注) 地籍図等を記入したポリエスチレンフィルムのこと。

1 指図書事項
 (局別重点監査事項)(その他)

(1) 「東京動画」サイバーセキュリティ実施手順の見直しを行うとともに、実施手順に定めた事項を遵守すべきもの

生活文化局では、これまでのテレビ・ラジオや刊行物に加え、近年は、電子媒体、SNS(注1)や動画を活用した広報情報の発信を行っている。都の広報に新しいメディアを活用することは、様々な情報をタイムリーに発信し、都民からの反応を瞬時に把握できるという双方向性のメリットがある一方、インターネットへの接続やSNS等の外部サービスを利用する媒体については、第三者によるなりすましやアカウソクの乗っ取りといった事態が発生する可能性がある。そのため、サイバーセキュリティ対策を確実に実施することの必要性及びその内容について、職員等が十分に理解していることが必要不可欠であり、職員等に対する研修及び訓練を通じた教育は、サイバーセキュリティ対策を確実に実施する上でも大変重要なものである。

ところで、広報広聴部は、庁内各局などで制作した動画を集約したポータルサイト「東京都公式動画チャンネル」「東京動画」(以下「本システム」という。)を平成29年8月に開設し、動画による都政情報をコンテンツで提供している。本システムの運用に当たり、情報システム管理者(注2)が遵守すべき事項について、「東京都公式動画チャンネル」「東京動画」サイバーセキュリティ実施手順(情報システム管理者用)(以下「管理者用実施手順」という。)を定め、運用を行っている。

管理者用実施手順におけるサイバーセキュリティ研修等(以下「研修等」という。)の記載内容について見ると、「情報システム管理者は、生活文化局で実施されるサイバーセキュリティに関する研修及びサイバーセキュリティインシデントを想定した訓練等について、サイバーセキュリティ局管理者(注3)等から周知された場合は、情報システム担当者(注4)などのシステムを利用する職員等に対し周知し、当該研修及び訓練等に、毎年度最低1回は職員等に参加させなければならない」としている。

管理者用実施手順における研修等についての記載内容を確認したところ、次の状況が認められた。
 ア 管理者用実施手順における研修等は局内で実施せず、全庁的に開催される研修等への参加を想定している。したがって、管理者用実施手順において、生活文化局で実施される研修等への参加を定めていることは不適切である。

イ 監査日(令和2年1月29日)現在、全庁的に開催される研修等に参加できていない状況である。したがって、毎年度最低1回の参加を定めた管理者用実施手順を遵守できていない。

部は、管理者用実施手順の見直しを行うとともに、実施手順に定めた事項を遵守されたい。

(生活文化局)

(注1) Social Networking Serviceの略で、インターネットを通じて人のつながりを構築するサービスのこと。

(注2) 広報広聴部広報担当課長を指す。

(注3) 総務部総務課長を指す。

(注4) 広報広聴部広報課企画担当を指す。

(歳出)

(2) 美術館等の閉館時間延長に関する調査委託契約に係る積算を適切に行うべきもの
文化振興部は、都立文化施設について、入札参加者5者により競争入札を実施し、美術館等の閉館時間延長に関する調査委託を表1のとおり契約した。

部は、調査委託を積算する際には、「令和2年度予算の見積りに当たり契約事務に係る留意すべき事項等について」(令和元年7月19日付31財経総第862号財務局計理部長通知)及び財務局研修資料「業者選定・入札等について」(以下「通知」という。)に基づき行うこととしており、通知には、人件費割合の高い労働集約型業務については、物価資料等に合致し、かつ、客観性のある労務単価を基に積算し、積算の妥当性を確認するため、3者以上の見積りを徴することとしている。

ところで、当該委託の積算について見たところ、部は、当該業務内容に合致する労務単価がないため、国土交通省が定めた設計業務委託等技術者単価における設計業務の基準日額労務単価を客観性のある単価として用いて積算を行っていた。

しかしながら、当該業務内容は、美術館等の閉館時間延長に関する調査であり、設計業務委託等技術者単価をそのまま適用できるものとは言えないことから、積算額の妥当性を確認するためにも、通知に基づき3者以上から見積書を徴する必要があるが、部は、見積書を1者から徴しているのみであることが認められた。

また、この見積書は、平成30年8月に徴したものであり、相当期間が経過している状況が認められた。

部は、美術館等の閉館時間延長に関する調査委託契約に係る積算を適切に行われたい。

(生活文化局)

(表1) 契約の概要

契約件名	美術館・博物館の閉館時間延長に関する調査委託
契約金額	4,675,594円
契約期間	令和元.6.7～令和2.3.31
契約相手方	A
内容	都立文化施設にて実施するサマーナイトミュージアムにおける夜間来館者に対する対面調査等

オンラインピック・パランピック準備局

1 指図書事項

(歳出)

(1) 産業廃棄物の処理を適正に行うべきもの

スポーツ推進部は、モノレールやバスなどの公共交通機関にラグビーワールドカップ2019(以下「RWC2019」という。)のデザインをあしらったラグビー広告を掲出するため、ラグビーワールドカップの製作、車両への貼付け、剥離等について、表1の委託契約により実施している。

ところで、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法1」という。)第3条第1項では、事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないとされ、また、法第11条第1項では、事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならないとされている。

本件契約で剥離したラグビーワールドカップは産業廃棄物に該当するが、仕様書にはその処理についての記載がないことから、部は、その処理を自ら産業廃棄物処理業者に委託する必要がある。

しかしながら、当該産業廃棄物の処理状況について見たところ、本件契約の受託者が産業廃棄物処理業者に委託して処理しており、適正でない。

部は、産業廃棄物の処理を適正に行われたい。

(オンラインピック・パランピック準備局)

(表1) 契約の概要

(単位：円)

項番	契約件名	契約期間	契約金額	契約相手方
1	「RWC2019の開催気運醸成」に係るモノレール車両ラグビーワールドカップの製作及び貼付け等委託(多摩都市モノレール)	令和元.5.10 ～令和元.12.27	1,537,800	A
2	「RWC2019の開催気運醸成」に係るバスラグビーワールドカップの製作及び貼付け等委託その1(関東バス、東急バス、小田急バス)	令和元.5.18 ～令和元.12.27	4,378,000	A

都 市 整 備 局

福 社 保 健 局

1 指 摘 事 項

(全庁重点監査事項) (その他)

(1) 基本協定に再委託に関する条項を適切に定めるべきもの

都市づくり政策部、市街地整備部及び第二市街地整備事務所は、都市計画公園・緑地用地の先行取得、街路事業に要する用地取得及び高低差補償業務（注）の一部を、次の表に掲げる基本協定に基づき、東京都政策連携団体である公益財団法人東京都都市づくり公社（以下「公社」という。）に委託している。

これらの基本協定にある業務項目について、局と公社との業務分担を見たところ、公社が業務の大部分を第三者に再委託する場合において、局があらかじめ再委託の承認を行っていないことが認められた。

このことは、委託者である局が、基本協定に都の標準契約書に示されているような再委託の事前承認に関する条項を定めていないことによるもので、基本協定の適正な履行の確保を妨げるおそれがあり、適切でない。

各都及び所は、基本協定に再委託に関する条項を適切に定められたい。

(都市整備局)

(注) 道路築造工事に伴い、隣接地と道路の路面高との間に高低差が発生し又は拡大する場合には、道路築造工事の従前の用法による利用を維持するために必要と認められる工事費用を補償する業務

(表) 基本協定における業務分担 (抜粋)

項 目	件名 (縮結部署)	業務項目		業務分担	
		局		公社	
1	都市計画公園・緑地用地の先行取得業務の委託に関する基本協定 (都市づくり政策部)	用地測量	買取り範囲の確認	測量業務依頼	
		土地評価	土地評価額決定	不動産鑑定士依頼	
		用地管理	用地管理	引継ぎ図書取りまとめ 用地管理工事	
2	用地取得業務の委託に関する基本協定 (市街地整備部)	物件補償 (物件調査)	—	調査委託事務、折衝及び関係人調整	
		用地管理	引継ぎ後用地管理 用地使用許可	用地取得後から引継ぎまでの用地管理、管理補設置	
3	高低差補償業務の委託に関する基本協定 (第二市街地整備事務所)	物件調査	折衝における経緯説明等	調査委託事務、折衝及び関係人調整	
		工法検討	—	調査委託事務、工法検討	

1 指 摘 事 項

(歳出)

(1) 長期継続契約によりパーソナルコンピュータのリース契約を適切に行うべきもの

障害者施策推進部は、知的障害者や精神障害者に就労機会を提供することで、一般企業への就労を支援する「東京チャレンジジョブ」事業を、平成28年度から行っている。この事業では、各局から業務を受注し事務補助や軽作業等を行っており、表1の契約によりパーソナルコンピュータをリースし、データ入力等の作業に使用している。

パーソナルコンピュータのリース契約については、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成18年東京都条例第22号）及び同施行規則（平成18年東京都規則第36号）において、5年以内の期間で長期継続契約を締結することができることとされている。一般に、同一期間を前提とする単年度契約を複数回で契約する場合より、長期継続契約により一つの契約としたほうが全体では割安になる。

そこで、表1の契約について見たところ、契約当時、平成33年度（令和3年度）までの3年間の事業期間を予定しており、3年間の長期継続契約によるリース契約ができたにもかかわらず、1年間のリース契約を行っていることが認められた。

このことから、長期継続契約（令和元年度から令和3年度の3年間のリース契約）によるリース契約の令和元年度の支払額と現行の単年度契約による1年間のリース契約の支払い額とを比較すると、1年間で42万7,823円（監査事務局試算）の不経済支出となっており、翌年度以降も同程度の不経済支出が生じることになる。これは、長期継続契約が5年以内で可能であることを5年で行えないと認識したこと等によるものである。

部は、長期継続契約によりパーソナルコンピュータのリース契約を適切に行われたい。

(福祉保健局)

(表1) 契約の概要

契約件名	契約期間	契約金額	契約相手方
ノート型パソコン等の借入れ	平成31.4.1～令和2.3.31	3,322,211	A

(単位：円)

(財産)

(2) 建設仮勘定に関する適正かつ速やかな会計処理を行うための体制を整備すべきもの

部では、建物等を取得する場合、公有財産台帳への財産登録（東京都公有財産台帳等処理要綱（平成18年4月1日付17財財総第654号）第三）と併せて、複式簿記に基づく発生主義会計（以下「複式簿記」という。）により作成された財務諸表において貸借対照表に資産計上している（東京都会計基準第2章3（2）（ア））。

複式簿記では、複数年度に工事がまたがる場合等、建物等の取得に関する「連の契約により支出した金額を、直接、建物等の勘定科目に計上をせずに、貸借対照表の資産項目に建設仮勘定として仮計上し（東京都会計基準第2章3（2）（ア）⑦）、建設工事が終了し全ての代金の支払完了後の公有財産台帳への登録等と併せて、しかるべき資産や費用（建物、工作物等の資産、維持補修費などの費用）に振替える会計処理（以下「本勘定への振替」という。）が必要となる。

ところで、福祉保健局が行った本勘定への振替に関する会計処理の状況を見たところ、適正に処理されていない事例が複数の部において多数見られ、以下のような問題点が認められた。

これは、各部（総務部、医療政策部、少子社会対策部、健康安全部）の財産管理を担当する各部署において、会計処理と各工事契約の内容及び進捗の関係についての把握状況を確認できる体制ができていないことによる。

ア 本勘定への振替等について

監査日（令和2年10月23日）現在、建設仮勘定の会計処理について、表2のとおり、問題点が確認された。

このため適正な資産及び費用の認識、測定が行われず、財務諸表が都の財政状態等を適正に表していない状況となっている。

局は、建設仮勘定に関する各部署の状況を適切に把握し、適正な本勘定への振替処理を迅速に行う必要がある。

(表2) 建設仮勘定の振替処理の問題点 (対象契約件数：199件)

項番	区分	内容	支出額等
1	未振替額	本勘定への振替がされていないが、既に、建設工事が終了し全ての代金の支払を完了しており、振替が確実に必要なもの	3,627,775,849
2	未振替額 (詳細不明)	本勘定への振替がされていないもので、各工事との対応関係等が不明確なため振替条件が整っていないか判断できないもの	276,079,386
3	振替済額 (詳細不明)	既に、建設工事が終了し全ての代金の支払を完了したため振替は行われているが、対象となった各工事との対応関係が不明確で振替の時期及び振替先の勘定の正確性を検証できないもの	17,629,271,559

イ 資産と財産の整合性について

本勘定への振替が適正に行われていないことで資産の正確な計上額や未計上となっている案件の認識ができていない状況が年じている。このため、公有財産台帳上の財産に関する記録と複式簿記における資産に関する記録の突合ができず、それぞれの正確性が検証できていない。

適正に処理された資産の情報と財産の情報を突合することで、相互の記録の正確性を検証する必要がある。

総務部は、財産管理を担当する各部署に適正な本勘定への迅速な振替処理を行わせ、資産と財産の情報との突合による検証を行うとともに、各部署に対し具体的な処理手続を示し、周知徹底を図る等、建設仮勘定に関する適正かつ速やかな会計処理を行うための体制を整備されたい。

(福祉保健局)

病 院 経 営 本 部

1 指 摘 事 項

（歳出）

（1）「都立病院患者満足度アンケート」の実施について

カービズ推進部は、各都立病院が提供しているカービズについて患者の評価を把握し、患者カービズ向上へつなげるため、毎年10月から11月に、各都立病院において「都立病院患者満足度アンケート」を実施している。

実施に伴い、部は、表1のとおり、(i) アンケート用紙の配布から回収結果の報告を行うこと、(ii) アンケート結果の集計及び分析の報告を行うことについて、それぞれ業務委託契約を締結している。

（表1）契約の概要

項番	契約件名	契約期間	契約金額
i	都立病院患者満足度アンケート配布、回収作業委託	令和元.9.5～令和元.11.29	2,090,000
ii	都立病院患者満足度アンケート集計、分析作業委託	令和元.10.30～令和2.2.28	1,309,000

（単位：円）

（表2）契約の仕訳内容及び履行結果

（単位：枚）

病院名	iiの仕訳内容			iiiの履行結果	
	配布目標数 (a)	平成30年度実施実績(参考) 配布数	回収数(b)	実際の入力 枚数(d)	(e)=(a)-(d)
広尾	1,300	772	703	727	573
大塚	1,360	745	686	744	616
駒込	2,300	1,282	1,035	1,068	1,232
墨東	1,750	923	896	914	836
多摩総合	3,000	1,746	1,492	1,284	1,716
神奈	300	288	152	141	159
小児総合	1,750	822	733	654	1,096
松沢	1,600	1,067	923	976	624
合計	13,360	7,585	6,620	6,508	6,852

（注）枚数は入院及び外来の合算

(ii)の契約は、アンケートの内容をパーソナルコンピュータの表計算ソフトに入力して、円グラフや棒グラフの図表を用いた集計データを作成し分析を行うものである。そのため、アンケート結果の入力枚数（以下「入力枚数」という。）によって入力作業の業務量が異なり、入力枚数の規模が契約金額に影響を及ぼすことになる。

この仕様書には、実施規模は令和元年度配布日標数及び平成30年度実施実績の回収率（回収数を配布数で除した率）を想定するとの記載があり、表2を見ると、令和元年度の配布日標数は1万3,360枚であるのに対し、平成30年度の回収率は6,620枚となっていることから、配布日標数と回収数に大きな差異があり、契約上想定する入力枚数に幅がある。

また、実際の入力枚数6,508枚と契約上想定されている枚数の差は、最大で配布日標数との差6,852枚、最小で平成30年度実績との差112枚となり、実際の入力枚数は契約上想定する入力枚数を下回っている。

本来、業務委託契約は仕訳で業務内容と数量等を定め、それに合わせた対価を支払うべきであり、その対価は最も経済的でなければならぬ。

しかしながら、この契約は次のとおり、適切でない契約となっている。

ア 積算に用いる数量を仕訳に明示し、契約内訳において単価や数量の明示を求めるべきもの
本件の仕様は契約上想定する入力枚数に幅があり、部は仕様書説明会に参加することを入札の条件とした上で、その際に数量の規模についても説明している。

しかしながら、契約上想定する入力枚数に幅があることは仕様で数量を明示せずに競争入札を行うことであり、このことは、業者によって入力金額を算出する際の数量に差が生じるため、落札者と契約しても最も経済的な対価となる保証はない。

また、本件の契約内訳を確認すると、「入力業務一式」となっており受託者が積算に用いたアンケート入力1枚当たりの単価及び契約上想定する入力枚数が明示されておらず、契約金額の妥当性が判断できないとともに、実際の入力枚数と契約上想定する入力枚数は差異が生じた場合に契約金額の変更を行うことができない。

部は積算に用いる数量を仕様で明示し、受託者に対し、契約内訳において単価や数量の明示を求めらるたい。

（病院経営本部）

産 業 労 働 局

イ 契約変更金額が算出できるよう契約目途額を積算すべきものが算出できなかった場合は、入力・集計を合わせた人日に単価を乗じて算出され、集計を含まない入力作業としてアンケート入力1枚当たりの単価及び入力枚数を定めていない。

このことは前項と同様、実際の入力枚数と契約上想定する入力枚数に差異が生じた場合に契約変更金額の算出を行うことができず、合理的な積算とは言えない。

部は、契約変更金額が算出できるよう契約目途額を適切に積算されたい。

(病院経営本部)

1 指図書事項
(歳出)

(1) 業務委託に係る契約変更手続を適切に行うべきもの
総務部は、東京ブランドの確立やものづくりの本場・東京の再興、伝統ある産業の魅力向上、技の継承につなげていくことを目的とした「江戸東京きらりプロジェクト」を公募により11件のモデル事業を選定し実施している。

部は、プロジェクトの実施に当たり、各モデル事業の取組の企画とその進捗管理、状況に応じたブラッシュアップや課題解決などのサポート業務を、表1のとおり委託契約により行っている。

この委託契約の仕様書では、モデル事業者が行う取組に係る進捗管理のため、少なくとも四半期に1回以上(本契約は契約期間が6か月間であるため、2回以上)、全モデル事業者、受託事業者、都担当者等で構成する全体会議を主催・運営することとしており、契約後受託者から提出された業務計画書においても、令和元年12月及び令和2年3月に全体会議を開催している。

ところで、本契約の履行状況を見たところ、全体会議を2回(経費：税抜400万円)とも開催していないにもかかわらず全体会議の運営費用を含めた契約金額の全額を支払っている状況が認められた。

部によると、全体会議2回分の内訳について、第1回分は、他の会議と併せた形で行い、第2回分は、集合形式のものは取り止めたが、受託事業者が各モデル事業者との連絡・調整のうえで作成した資料を参加者にフイードバックする形で行ったこととであり、全体会議の経費と同等の経費がかかったとしているが、これらの変更内容について、委託の報告書には記載されていない状況である。

部は、これらの変更内容について、契約条項第13条(注)に基づき、契約変更手続をすべきであるが、これを行っておらず適切でない。

部は、業務委託に係る契約変更手続を適切に行われたい。

(産業労働局)

(注) 委託者は、必要があると認めるときは、受託者と協議の上、この契約の内容を変更し、又は履行を一時中止させることができる。

(表1) 契約の概要

契約件名	契約期間	契約金額	契約相手方
「江戸東京きらりプロジェクト」モデル事業支援業務委託	令和元. 10. 4 ～令和2. 3. 31	89, 963, 500	A

(単位：円)